

令和8年7月13日「令和8年度介護保険集団指導会」資料

1 「電子申請・届出システム」について

2 事故報告について

3 高齢者虐待防止について

—養介護施設従事者等による虐待への対応—

奥州市福祉部長寿社会課

1 「電子申請・届出システム」について

厚生労働省では、介護サービスに係る指定及び報酬請求に関連する申請届出について、介護事業者が全ての地方公共団体に対して所要の申請届出を簡易に行うことができるよう、「電子申請・届出システム」を運用しています。

奥州市でも令和7年8月1日より指定申請等の受付を行っています。

○介護事業所の文書負担軽減につながります

- ✓ オンライン上の申請届出により、郵送や持参等の手間が削減されます
- ✓ 複数の申請届出を本システム上で行うことができます
- ✓ 一つの電子ファイルを複数の申請届出で活用でき、書類の作成負担が大きく軽減されます
- ✓ 申請届出の状況をオンライン上でご確認いただけます …などのメリットが!

>詳細は、奥州市ホームページ ID:16256 へ

2 事故報告について

- 介護サービス提供時に事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講ずること。
- 事故報告書は、第1報を事故発生後速やかに、遅くとも5日以内を目安に提出。
その後、状況の変化等必要に応じて追加の報告を行い、事故の原因分析や再発防止策等については、作成次第報告。
- 新型コロナウイルス感染症等発生時に係る取扱いは、感染者が10人以上又は全利用者の半数以上発生した場合には、速やかに報告する。

>関係通知及び報告様式は、奥州市ホームページ ID:5079 へ

3 高齢者虐待防止について

－養介護施設従事者等による虐待への対応－

○ 養介護施設の設置者又は養介護事業者の責務

養介護施設の設置者又は養介護事業を行う者は、従事者等の研修の実施のほか、利用者や家族からの苦情処理体制の整備その他の従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置を講じなければならない。（高齢者虐待防止法第20条）

○ 通報等

養介護施設従事者等による虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに市町村へ通報しなければならない。（同法第21条）

○ 高齢者虐待防止措置未実施減算

令和6年度介護報酬改定において、全ての介護サービス施設・事業者の運営基準に基づく、高齢者虐待防止措置を義務。

○ 身体拘束廃止未実施減算

令和6年度介護報酬改定において、新たに短期入所系サービス、多機能型サービスに対象が拡大。